新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立法人	
、新設合併設立会社	、新設合併設立法人	
、設立会社	、新設合併設立法人	
第八百九条第二項	設立会社	新設合併設立法人
消滅株式会社等		新設合併消滅法人
第八百九条第三項	設立会社	新設合併設立法人
新株予約権買取請求		新投資口予約権買取請求
第八百九条第四項	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
第八百九条第五項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
	次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時	新設合併設立法人の成立の日
第八百九条第六項	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求

第百十六条の次に次の一条を加える。

（資産の運用の制限となる場合）

第百十六条の二　法第百九十四条第二項に規定する政令で定める場合は、登録投資法人が、特定資産が所在する国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引のうちいずれかの取引を自ら行うことができない場合（法第百九十四条第二項に規定する法人が、当該登録投資法人が自ら行うことができない取引を行うことができる場合に限る。）とする。

第百二十二条の二中「第十六条の二各号」を「次の各号」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十六条の二各号に掲げるもの

二　法第百九十四条第二項に規定する法人の株式であって同条第一項第二号に掲げる数を超えるもの（社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正）

第三条　社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表第八条第二項第三号の項を次のように改める。

第八条第二項第三号	法第六十九条第二項第一号イ	法第九十二条第二項第一号
	法第六十九条第二項第一号ロ	法第九十五条第三項第二号

第十五条の表第十一条第二項第三号の項を削る。

第二十四条の表第十四条の項を次のように改める。

第十四条第一号	法第六十九条第一項第七号に掲げる	法第百二十一条において読み替えて準用する法第八十七条第一項各号に定める

第二十四条の表に次のように加える。

第十四条第三号	法第六十九条第一項の	法第百二十一条において読み替えて準用する法第八十七条第一項各号に掲げる
	金額の全額	
	口数の全口数	

第六十五条の次に次の一条を加える。

（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第六十五条の二　第四十二条（第二号を除く。）の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百六十五条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第四十四条から第四十九条までの規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百七十六条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百九十一条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

第四条　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号中「同条第十八項」の下に「に規定する新投資口予約権証券、同条第二十項」を加える。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第五条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三十二の三第六項中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部改正）

第六条　投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。

第二条第三号中「投資証券」の下に「及び新投資口予約権証券」を加える。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第七条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号ル中「同条第十八項」を「同条第二十項」に改め、同号ナ中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第八条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十条の二第一項第一号の改正規定中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

附　則

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三